

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月25日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 78 号

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成30年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び役割」を削り、「より、」の次に「もって市民の」を加える。

第5条の見出し中「役割」を「責務」に改め、同条中「するよう努めるものとする」を「しなければならない」に改める。

第17条第1項中「市が行う家庭系廃棄物」を「前条に規定する市の一般廃棄物」に改める。

第52条の次に次の1条を加える。

（調査、勧告及び公表）

第52条の2 市長は、第17条第1項又は第21条第2項の規定に違反し廃棄物をごみ集積所に排出した者（以下この条において「違反排出者」という。）を特定するために必要があると認めるときは、市長が指定する職員に、当該廃棄物に関し開封その他の手段により必要な調査をさせるとともに、関係人に対し質問させることができる。

2 前項の規定により調査及び質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 市長は、違反排出者が前条に規定する指導又は助言に従わなかったときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

5 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

附 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。